

ドイツにおける法人税改革とインテグレーション

鶴田 廣 巳

1998年10月に成立したシュレイダー連立政権は、企業の税負担の軽減を通じた国際競争力の強化、海外投資の受け入れを促進するための国内環境の整備、失業率の引き下げなどを目標に掲げて、2000年税制改革法案を提案し、同年7月にこれを成立させた。同改革法は、個人所得税率の大幅な引き下げなどを実施に移すとともに、これまでドイツの法人税制の大きな特徴であった完全インピュテーション制度の廃止を含む法人税制の大きな変更を実行に移すものであった。イギリスがインピュテーション制度から事実上離脱したのについて、ドイツがその完全インピュテーション制度の廃止に踏み切ったことは、国際的にみても法人税制の大きな変容を暗示するできごとであった。

問題は、キーン (Keen, Michael) が指摘するように、法人税制をめぐるこうした動きが、はたして「インテグレーションへの道には根本的な欠陥があるということを証明したことを意味するのか、それとも、潜在的には有益な発展が道半ばで終結させられたということの意味するのか」である¹⁾。本稿では、2001年に実施に移されたドイツの税制改革をインピュテーション制度からの転換に焦点をあてて検討してみることにしたい。

I ドイツにおけるインピュテーション制度

1. ドイツにおける法人税制の展開

ドイツにおいて、所得税とは別個に法人税が導入されたのは1920年のエルツベルガーの財政改革の一環としてであった。それ以来、ドイツの法人税においては1952年にいたるまで、基本的に古典的システムが維持されてきた²⁾。その後、1953年には配当軽減税率制度 (split-rate system) が採用され、配当利潤に対しては15%、留保利潤については51%の異なる税率が適

1) Keen, Michael (2002), "The German Tax Reform of 2000," *International Tax and Public Finance*, Vol.9, No.5, p.612.

2) Tontsch, A. (2002), "Corporation Tax Systems and Fiscal Neutrality: the UK and German Systems and their Recent Changes," *Intertax*, Vol. 30, Issue 5, p.178. なお、第二次大戦後、1990年の再統一に至るまで、ドイツは東西に分裂しており、ここで取り上げる法人税はいうまでもなく西ドイツのそれであるが、そのことを前提として、ここでは「ドイツ」の呼称を使用する。

用されるようになり、配当救済の制度が開始された³⁾。当時、企業経営者の間では配当よりも留保による再投資を重視する傾向があり、また、大量の免税債券が投資の対象先としてもてはやされていたため、株式市場への民間投資を促進するねらいからこの制度が導入されたとされる⁴⁾。これによって、居住個人株主だけでなく、免税の機関や非居住株主にも配当二重課税のほぼ半分が救済されるようになった⁵⁾。国内法人間の配当については、支払法人には軽減税率が適用されるとともに、受取法人の側でも配当に対し基本的に法人税の課税が行われた。ただ、25%以上の株式を所有する親会社の場合、親会社が子会社から受け取った配当を個人株主に再配当する限り、子会社からの配当については課税を免除された (Schachtelprivileg)。それ以外の場合には、子会社から親会社への配当に対しては15%の課税が行われ、その年度内に親会社がそれを再配当しない場合には、36%の追加税 (Nachsteuer) が課税された⁶⁾。これは、資本所有にもとづく特典が濫用され、配当軽減の便益が個人株主ではなく法人を利することにならないようにするための歯止めであった⁷⁾。

ドイツがその法人税制を根本的に変化させたのは、1977年から実施に移された完全インピュテーション制度 (full imputation credit system) によってである。だが、配当軽減税率制度は従来どおり維持されたため、ドイツの制度は両者を組み合わせた独自のインピュテーション制度であった。インピュテーション制度が導入された背景には、配当軽減税率制度がとくにその国際的な側面に関連して大きな問題を引き起こしていたことが指摘されている。

ひとつは、それがドイツでの対内投資に対して多大な便益をもたらすものであったという問題である。配当軽減税率制度は、ドイツがその対外投資によって海外から受け取る配当所得の国際的二重課税の軽減には役立たない。なぜなら、対外ポートフォリオ投資からドイツが受け取る配当所得は、個人の場合も法人の場合も、源泉地国の源泉徴収税については外国税額控除を認められるが、外国の法人税についてはいっさい税額控除は認められない。他方、法人直接投資についても、ドイツの親会社が海外の子会社から受け取る配当は、外国税額控除により国際的二重課税については軽減されるとはいえ、ドイツ国内では全額課税対象となるからである。これに対して、ドイツ企業の支払う配当は、ドイツ国内の株主であれ外国人株主であれ、自動的に軽減税率が適用される⁸⁾。それゆえに、海外から配当を受け取るドイツの株主とドイツから配当を受け取る海外の株主とを比較すれば、軽減税率の恩恵によって明らかに後者のほうが

3) 1958年から73年の間は、配当税率15%、留保税率51%の税率が長期にわたり維持された。Cf. *Ibid.*

4) Hammer, R. M. (1975), "The Taxation of Income from Corporate Shareholders: Review of Present Systems in Canada, France, Germany, Japan and The UK," *National Tax Journal*, pp.317-318.

5) McLure, Jr., C. E. (1979), *Must Corporate Tax Be Taxed Twice?*, p.72.

6) *Ibid.*

7) Hammer (1975), *op. cit.*, p.318. ただし、追加課税を受けた収益が、その後、株主に配当された場合には、追加税は還付される。

8) Hammer (1975), *op. cit.*, p.319; McLure, Jr. (1979), *op. cit.*, p.84.

税負担は軽くなるのである。これはドイツの税収を犠牲にして、外国の税収を増加させ、海外の株主の税負担を緩和していることを意味する。この場合、理論的には、ドイツの側で外国への配当に適用される源泉徴収税率を引き上げることによって配当軽減税率の便益を相殺することが可能であるが、実際にはアメリカが租税条約の締結の際に源泉徴収税の互恵的な一律引き下げを要求するのが常であり、その実行は困難である。現にドイツはアメリカとの租税条約の再交渉の際にこの問題に直面した。イギリスが配当軽減税率制度ではなくインピュテーション制度を採用したのも、同じ理由からであった。かくして、配当軽減税率はドイツへの対内投資には有利に、ドイツの対外投資には不利に作用したといつてよい。

配当軽減税率制度には、国際的側面に係わるもうひとつの問題、すなわち、「外国人効果 (Ausländereffekt)」と称された問題が存在した。それは、外国所有のドイツ子会社とその収益をいったん外国親会社に配当したのち、親会社はその配当収益を再びドイツ国内に再投資した場合、配当課税と源泉徴収税とを合計した租税負担は42.6%にとどまるのに対し、ドイツ企業ないしドイツ企業グループが収益を留保し、再投資するという同様の投資活動を行った場合には51%の税負担になり、明らかに大幅な税負担の格差が生ずるという問題であった⁹⁾。これは多国籍企業のドイツ子会社を非常に有利な立場に置くものであった。しかし、それはすべての留保収益について同じ税負担を求めれば解消する問題であり、インピュテーション制度の導入により容易に回避できる問題であった。

以上のように、インピュテーション制度は、ドイツからの対外投資、ドイツへの対内投資に存在する法人税制のバイアスを是正する点に期待がかけられたのである。

2. ドイツ・インピュテーション制度の特徴

さて、配当軽減税率とインピュテーション制度とを組み合わせたドイツの法人税制はどのような特徴と機能を持っていたのであろうか。

まず、法人所得のうち留保所得に対しては56%の法定税率が適用されるが、配当に対しては36%の軽減配当税率が適用される¹⁰⁾。その全世界所得についてドイツの課税を適用されたすべての株主は、インピュテーション・クレジットを認められる。配当軽減税率制度のもとでは国内の法人間配当には複雑なルールが必要であったが、新制度のもとでは個人と同様の扱いとなる。つまり、法人の受取配当にはクレジットが認められ、グロスアップ配当に対し受取法人の段階で留保分には56%、配当分は36%の税率により課税される (国内の親子会社間での配当も同様)。外国に居住する個人株主、外国法人株主、ドイツに所在するエンティティでもドイツ

9) McLure, Jr. (1979), *ibid.*, p.88. なお、42.6%の税率は「シャドウ効果」により15%から23.4%になる配当税率に、配当税引後の外国への現金配当に25%の源泉徴収税を適用した場合の税率を合計することにより算出される ($23.4\% + 76.6\% \times 25\% = 42.6\%$)。

10) 税率の変遷をみると、1977-90年が $56\% \cdot 36\%$ 、90-94年が $50\% \cdot 36\%$ 、94-98年が $45\% \cdot 30\%$ 、99-2000年は $40\% \cdot 30\%$ であった。

で課税を受けない者については、クレジットは認められない。配当に対しては、旧制度の場合と同様に25%の源泉徴収税が法人段階で課税されるが、これについても個人株主段階でクレジットや還付が認められる¹¹⁾。

クレジットを認められる株主は、配当額にインピュテーション・クレジット(配当額の36/64)をグロスアップし、そのグロスアップ配当について算出した所得税額に対し、クレジットと同額の税額控除を認められる。もしクレジットが算出所得税額を上回る場合には株主は税額の還付を受ける一方、算出税額の方がクレジットを上回るときにはその差額を追加納付することになる。

ドイツの制度を複雑にしているのは、「処分可能自己資本勘定 (verwendbares Eigenkapital, 以下EKと略)」の存在である。要するに、これは配当に利用することのできる法人の留保収益を意味している。これらの留保収益は、法人税率の変更や海外から得た所得であることなどの理由によって法人が稼得した段階で異なる法人税率の適用を受けている。しかし、個人株主の段階では、法人税に対するクレジットはすべて単一のレート(36%)で表される。したがって、異なる税率で課税された留保収益を配当にまわす場合には、適用された留保税率と配当税率とが調整されなければならない。このためには、まず、法人段階での留保課税の水準を特定する手段が必要であり、ついで、法人段階ですでに課税された留保税額を配当税額と結びつける手段が必要になる。EKは、まさしくそのためのメカニズムであった¹²⁾。

EKは、基本的に3つのグループに分けられた。すなわち、①法人税の法定税率(56%)で課税された所得(「EK56」)、②法人税の軽減税率(36%)の適用を受けた所得(「EK36」)、③まったく課税されていない所得ないし新制度が発足する以前の時期から留保されている所得(「EK0」)、である¹³⁾。法人が配当を行った場合、収益の実際の稼得時期とは係わりなく、最も高い税率の適用を受けたEKのグループから順に配当されたものとして取り扱われる。つまり、配当は①のグループからまず行われたものとして扱われ、①の残高がゼロになれば次に②のグループから、②がゼロになればさらに③へと順繰りに行われたものとして処理されるのである。

「EK56」から配当が行われる場合、すでに納付した法定税率と配当税率との差額が法人に対して還付される。「EK36」から配当が行われる場合には、納付済みの税率と配当税率は同一であるため還付も追加納付も必要ないことになる。「EK0」からの配当については、それまで

11) Ault, H.J. (1976), "Germany: The New Corporation Tax System," *Intertax*, p.263. この源泉徴収税は、株主が公共機関か民間か、国内の株主か外国の株主に係わりなく課税される。これは、配当軽減制度をとることからとられた措置であろう。

12) *Ibid.*, p.264.

13) その後、法人税率の変更や、より高い税率を適用されたEKの整理などにより、2000年の法人税改革前のEKは「EK45」、「EK40」、「EK30」、「EK0」の4グループに区分されていた。Cf. United States Department of the Treasury (1992), *Report of the Department of the Treasury on Integration of the Individual and Corporate Tax Systems, Taxing Business Income Once*, p.173; Amann, R. (2001), *German Tax Guide*, Kluwer Law International, p.174.

にドイツでの課税を受けていないため、36%の補償税（compensatory tax）を納付しなければならない。

配当原資をプールした勘定であるEKは、それぞれ56%、36%、0%の課税を受けたものと想定しているが、法人が実際に適用される税率はこれとは異なる可能性がある。こうしたケースの大部分は外国源泉所得の場合に生ずる。したがってその場合には、ドイツのインピュテーション制度においてはさまざまな税率を適用された所得を、それぞれ「EK56」、「EK36」、「EK0」に割りふらなければならない。それは次の変換式による¹⁴⁾。

$$0.36X + (0.56 \text{ または } 0) \times (Y - X) = T$$

ただし、Y：EK税率以外の税率を適用された税引前所得（既知数）

X：配当税率を適用される税引前所得

(Y - X)：法定税率ないしゼロ税率のいずれかを適用される税引前所得

T：Yについて納付する税額

そして、以上から得られた数値を次の算式に適用することによって、税引前所得Xおよび(Y - X)を税引後のEK勘定の所得に転換することができる。

$$EK36 = (1 - 0.36) \times X$$

$$EK56 = (1 - 0.56) \times (Y - X) [T/Y > 0.36 \text{ の場合}]$$

$$EK0 = Y - X [T/Y < 0.36 \text{ の場合}]$$

たとえば、いまある企業が税引き前所得100を稼得し、これに対して40の法人税を納付するものとする、その実効税率は36%を上回るため、その所得の一部は56%の法定税率を適用される所得に転換されることになる。具体的には上記の転換式を利用し、 $0.36X + 0.56 \times (100 - X) = 40$ により求められる $X = 80$ から、80が36%の配当税率を適用される税引前所得に、残り20(=100 - 80)が56%の税率を適用される税引前所得にそれぞれ転換されることになる。それを税引後所得に転換する算式に当てはめれば、 $(1 - 0.36) \times 80 = 51.2$ 、 $(1 - 0.56) \times 20 = 8.8$ となり、「EK36」に51.2を、「EK56」に8.8を繰り入れる結果となる。また、さきの事例でもし納付する法人税額が25であるとすればその実効税率は36%を下回るため、その所得の一部は「EK0」の所得に転換される。その結果、「EK36」に44.4が、「EK0」に30.6が繰り入れられることになるのである¹⁵⁾。

ここで、インピュテーション制度がどのような影響、効果を持ったのかを検討しておこう。

純粹にドイツ国内の投資についてみる限り、それが配当に対する法人レベルでの課税の影響を完全に排除する効果を持ったことについては、評価は一致している。しかし、国際的な側面

14) Cf. U. S. Dept. of the Treasury (1992), *op. cit.*, p.247. EKの変更は、算式を若干変更することにより容易に対応することができる。

15) 以下の算式による。 $0.36X + 0 \times (100 - X) = 25$ から $X = 69.4$ 。したがって、残りの所得は30.6となる。次に、 $0.64 \times 69.4 = 44.4$ 、 $100 - 69.4 = 30.6$ から、「EK36」に44.4が、「EK0」に30.6が繰り入れられることになる。

からみた場合、そこにはいくつかの問題が発生した。

第1に、外国源泉所得がドイツ国内でどのような課税上の取り扱いを受けるかという問題である。一般にドイツの法人が外国から所得を受け取った場合、①租税条約によってドイツ国内での課税を免除される (exemption)、②ドイツ国内で課税対象となるが、外国税額控除を認められる、のいずれかの措置の適用を受ける。前者の場合、その所得は「EK01」に繰り入れられ、株主への配当の際には36%の課税を受ける¹⁶⁾。また、後者の場合にも、その法人が外国税額控除の適用を受けた後にドイツにおいてどれだけの法人税を現実に納付したかどうか、後にその所得が配当に回される際に負担しなければならない配当税額を計算する際にカウントされることになる。したがって、外国税額控除の対象になる外国税の税率が20%を超える場合には、ドイツ企業がその所得を株主に配当しようとするれば常に追加の税を納付する必要があることになる¹⁷⁾。国内源泉所得であれ、外国源泉所得であれ、法人段階の配当税負担が同一であることは、国内投資家の法人レベルでの税負担を同一にする点で、いわゆる資本輸入中立性を保証するものであろう。しかし、そのためには国内投資の税引前法人所得の収益率と海外所得から外国税を控除した後の海外投資純所得の収益率とが同一でなければならない。つまり、海外収益率の方が国内収益率よりも高い場合でなければ、税制上の要因によって海外投資は国内投資よりも不利になるのである。

この問題は、結局、ドイツがインビュテーション・クレジットをどこまで認めるのかということに帰着する。もし、外国源泉所得について納付された外国税についてもインビュテーション・クレジットを認めることにすれば、上記のゆがみは消滅する。しかし、そのコストはすべてドイツの国庫が負担しなければならなくなる。その意味で、ドイツがインビュテーション・クレジットの対象をドイツ法人税に限定したことは、財政負担の増崇を懸念する限り、やむをえざる措置であった。しかし、その結果は、ドイツ企業が海外投資によって外国源泉所得を得ることは、国内投資と比較すれば税制上不利になることを意味したのである¹⁸⁾。

第2に、海外に居住する外国株主 (個人および法人) が受け取る配当所得に対する課税上の

16) 「EK0」はさらに4つのカテゴリーに分割される。1976年以降実現された外国源泉所得を表わす「EK01」、インビュテーション制度が実施された1977年1月1日までに繰り入れられた旧利益準備金を表わす「EK03」、1976年以降の株主による資本拠出分を表わす「EK04」、そして純経常損失 (net operating loss) および「EK01」、「EK03」、「EK04」に該当しない未課税の所得を表わす「EK02」である。「EK03」から配当が行われた場合、それはインビュテーション制度の導入前の所得であるため、株主段階でインビュテーション・クレジットは認められない。「EK04」からの配当は、拠出資本の返還とみなされ、法人に対する配当課税は行われず、株式段階でも課税所得から除外される。Cf. U. S. Dept. of the Treasury (1992), *op. cit.*, p.173; Amann, R. (2001), *op. cit.*, p.174.

17) Ault (1976), *op. cit.*, p.270. この理由は、外国税が20%を上回ると、ドイツでの留保法人税56%に対する外国税額控除によって、当該所得はドイツでの税を36%以下しか負担しないことになるからである。ドイツのインビュテーション・クレジットは、あくまでも現実に納付したドイツ法人税に対してしか認められない。

18) Cf. *Ibid.*, p.270; McLure, Jr. (1979), *op. cit.*, p.57.

取り扱いの問題である。国内の株主の場合であれ海外の株主の場合であれ、配当所得がドイツの配当法人の段階で36%の配当税の課税を受ける点では、両者は同様である。この点はまた、直接投資の場合もポートフォリオ投資の場合も同一である。同様にまた、外国株主は25%の源泉徴収税の適用を受けるが、租税条約の適用があるときには、直接投資の法人株主について、源泉税率が15%に軽減される。1954年の米独租税条約にみられるように、法人株主だけでなくすべての株主に源泉税率が軽減されるケースもある¹⁹⁾。外国株主は、一般にインピュテーション・クレジットを認められないため、配当後にもその負担はそのまま外国株主の負担となる。表1は、アメリカ親会社がドイツの子会社から配当を受け取るケースについて、新旧の制度のもとで税負担がどのように変化したかを数値化したものである。これによって明らかのように、インピュテーション制度のもとでは配当軽減税率制度の場合よりも外国法人の税負担が大幅に高まっていることがわかる。その負担は、30% (=2.5/8.3) がアメリカ連邦政府の国庫へ、70% (=5.8/8.3) がアメリカ企業に帰着したことが読み取れる。

表1 米親会社の受取配当に対する新旧制度のもとでの税負担配分

項目	旧制度	新制度
(1) 税引前法人所得	100.0	100.0
(2) 営業税	15.0	15.0
(3) 営業税引後法人所得	85.0	85.0
(4) 旧法人配当税(実効税率24.6%) (3) × 24.6%	20.9	
(5) 新法人配当税(36%) (3) × 36%		30.6
(6) 法人段階課税後の所得 (3) - (4) または (3) - (5)	64.1	54.4
(7) 源泉徴収税(15%) (6) × 15%	9.6	8.2
(8) ドイツでの旧法人税負担 (2) + (4) + (7)	45.5	
(9) ドイツでの新法人税負担 (2) + (5) + (7)		53.8
(10) ドイツでの課税後の所得 (1) - (8) または (1) - (9)	54.5	46.2
(11) 新制度でのドイツ税収入の増加分 (9) - (8)		8.3
(12) アメリカでの外国税額控除	48.0	48.0
(13) 税負担額の純増加分 (9) - (12)		5.8

(注) ドイツ子会社がアメリカ親会社に対し配当の支払いを行う場合に、新旧の制度のもとでどのように税負担が相違するかをみたものである。

(出所) Ault, H. J. (1976), "Germany: The New Corporation Tax System," *Intertax*, p.272.

その意味で、Aultがドイツのインピュテーション制度の導入を次のように特徴づけていることは、示唆的である。すなわち、①被支配外国法人（その株主はインピュテーション・クレジットを認められない）とドイツ法人とを比べると、前者は24.6%から36%に税負担が引き上げられたため、ドイツでの納税額の増加という絶対的な意味でも、ドイツ法人（その株主はインピュテーション・クレジットを認められる）と比べて相対的に負担が高められたという意味でも、二重に不利になった。②インピュテーション制度は外国からドイツへの投資を抑制することを目的に導入されたわけではないが、実際にはドイツ法人とドイツ所在の被支配外国法人と

19) U.S. Dept. of the Treasury (1992), *op. cit.*, p.175

の間に大きな課税上の取り扱いの格差をもたらした、と²⁰⁾。

II 2000年法人税改革とその意味

1. 法人税改革の概要

2001年から実施に移されたドイツの税制改革は、1980年代後半以降、他国が税率引き下げと課税ベースの拡大を組み合わせた税制改革に取り組む中で、そうした流れに同調しなかったドイツにおける抜本的な改革と評価されている。改革の柱は、個人所得税の税率引き下げや企業税制改革であるが、企業税制改革のなかでもとくに法人税の改革がもっとも重要な構造改革の対象とされている。税制改革全体の手法は、基本的に税率の引き下げと課税ベースの拡大を組み合わせる考え方がとられた。改革パッケージの概要は、表2のとおりである。

表2 2001年ドイツ税制改革の概要

1. 法人税改革	
(1) 法人税率の引き下げ	(5) 減価償却の制限
(2) インビュテーション制度の廃止	(6) CFCルールの変更
(3) 法人受取配当の原則非課税	(7) 過小資本税制の強化
(4) 法人の持分売却益の原則非課税	(8) 機関制度の要件緩和
2. 所得税改革	
(1) 所得税率の軽減	
(2) 配当所得課税の変更・配当源泉徴収税率の引き下げ	
(3) キャピタル・ゲイン課税の変更	
3. その他	
(1) 地方営業税の所得控除	(2) 事業売却益（廃業）の課税軽減

(出所) 田中泉 (2000), 「ドイツの税制改革2001」『国際税務』Vol.20, No.10, Oepen, W.(2000), "Tax Reform 2000—Tax Reduction and Reform of Enterprise Taxation," *European Taxation*, pp.483-487, などより作成。

ドイツ財務省の試算によれば、税制改革が中央・地方の全政府の総税収に及ぼす影響は625億ドルの税収減となっているが、このうち企業関係の税収が106億マルクの減であるのに対し個人関係税収は519億マルクの減少と予測されていた²¹⁾。税収への影響の点ではたしかに個人関係税の方が大きいですが、しかし、定性的にみた場合、企業関係の税制改革はドイツの法人税制の性格を大きく転換するものであり、むしろ税制改革の主眼は企業税制の改正にあったといつてよい。インビュテーション制度の改正に限定して、その内容を紹介しておく、以下のとおりである²²⁾。

20) Ault (1976), *op. cit.*, p.273.

21) Keen (2002), *op. cit.*, pp.604-605.

22) ドイツ税制改革の概要については、主として以下の諸文献に依拠している。Oepen, Wolfgang (2000), "Tax Reform 2000—Tax Reduction and Reform of Enterprise Taxation," *European Taxation*, pp.483-487; Mattausch, H. E. (2000), "Draft Legislation on the Future Taxation of Business Enterprises in Germany," *Bulletin of IBFD*, pp.389-399; Keen, M. (2002), *op. cit.*, pp.603-621; Zitzelsberger, H. (2002), "Highlights"

まず、これまで留保利潤には40%の法定税率、配当利潤には30%の配当税率を適用していた法人税率について、2001年当初より留保・配当の区別なく一律に25%の税率が適用されることになった。ドイツでは、法人税以外に連帯付加税(法人税率の5.5%)、地方営業税(Gewerbsteuer)が課税されるため、法人の税負担はこれらを含めるとほぼ39%前後になる。改革以前の52%の水準と比較すれば、税率引き下げの幅は相対的に大きい。

第2に、それまでの完全インピュテーション制度は廃止され、インピュテーション・クレジットによる二重課税の調整に代えて、受取配当の半額を個人株主の課税ベースに算入する方式に改められた(Halbeinkünfteverfahren, half-income system)。個人株主に対する半額課税方式は、国内企業からの配当だけでなく外国企業からの配当にも適用される。配当の半額のみが課税ベースに算入されることに対応して、配当所得を得るための経費も半額しか控除を認められない。ドイツ法人が配当を行った場合、法人の段階で株主に代わって源泉徴収税を控除する方式は改革後も維持されたが、税率は25%から20%に引き下げられた²³⁾。源泉徴収税に関しては、ドイツ居住の個人株主は課税については半額であるにもかかわらず、タックス・クレジットについては半額ではなく100%認められる²⁴⁾。表3は新旧の制度を数値例により対比したものである。

第3に、企業グループ内での配当所得の二重課税を避けるために、ドイツ法人(外国法人のドイツPEを含む)が国内法人から受け取る配当は、課税を免除される。外国法人からの受取配当はこれまでどおりその5%だけが課税対象とされ、残りは課税免除となる。持分の保有期間、出資比率など資本参加の条件は問われない。

以下では、インピュテーション制度の廃止と半額課税制度への移行に焦点を当てながら、その意味を探ってみることにしよう。

2. 改革の意図と意味

インピュテーション制度の廃止は、2000年のドイツ税制改革のなかでも最大の争点になった問題のひとつである。

Fuest=Huberによれば、インピュテーション制度を擁護する論者が主張したのは、次のような論点であった²⁵⁾。第1に、インピュテーション制度のもとでは、企業の財務構造の選択に

、 of the German Tax Reform 2000," *Intertax*, pp.78-81; 田中泉(2000), 「ドイツの税制改革 2001」『国際税務』 Vol.20, No.10, 30-34ページ。

23) 源泉徴収税には連帯付加税が上乗せされる。Cf. Oepen (2000), *op. cit.*, p.485.

24) 外国企業からの配当について、個人株主が外国源泉徴収税の50%についてクレジットを認められるのか、それとも100%認められるのかははっきりしていないという。また、従来ドイツは租税条約で源泉徴収税の引き上げに応じてきたが、半額課税方式に移行した後に、源泉徴収税の税率をそのまま維持するのかどうかについても不確定であるとされている。Cf. *Ibid.*, p.486.

25) Fuest, C. and B. Huber (2000), "Can Corporate-personal Tax Integration Survive in Open Economies? Lessons from the German Tax Reform," *Finanzarchiv*, pp.515-516.

表3 新旧の配当課税方式

	インピュテーション方式	半額課税方式
法人段階		
税引前所得	120	120
地方営業税 (400%/20%)	-20	-20
法人税課税対象所得	100	100
法人税 (旧留保税率40%, 新25%)	-40	-25
法人税減額	10	0
配当所得	70	75
源泉徴収税 (旧25%, 新20%)	-17.5	-15
純配当所得	52.5	60
個人株主段階		
現金受取配当	52.5	60
グロスアップ	+47.5	+15
源泉徴収税	+17.5	+15
法人税	+30.0	+0
		75
所得税課税対象所得 (新方式: 半額)	100	37.5
個人株主算出税額 (所得税率45%)	-45	-16.87
クレジット	+47.5	+15
源泉徴収税	+17.5	+15
法人税	+30.0	+0
納付 (ないし還付) 税額	+2.5	-1.87

(注) 1. 改革前の法人税率は留保40%, 配当30%である。連帯付加税は省略。

2. 納付 (還付) 税額欄は, +は還付, -は納付を表わす。

(出所) Mattausch (2000), p.393.

関して税制は中立的である。支払利子が法人の課税ベースから控除され、利子を受け取る個人の段階で所得課税を受けるのに対して、配当は法人課税の後、個人株主段階で所得課税を受けるため法人税と所得税の統合が行われない場合には、法人にとってはデット・ファイナンスの方が有利になる。インピュテーション制度はこのバイアスを除去することにより、企業が過大な債務依存に陥り、投資リスクのゆがみや投資そのものの減少に見舞われる危険性をなくするのである。第2に、それは企業がその組織形態を選択する際にゆがみをもたらさない。クラシカル・システムのもとでは法人利潤に対して二重課税となるため、税制によって非法人形態を選択するインセンティブが生み出される。第3に、法人企業の従業員に対して支給される報酬の選択に関しても税制が中立的である。クラシカル・システムのもとでは、利潤を企業経営者に対する給与として支払おうとするインセンティブが作り出される。最後に、インピュテーション制度は支払能力原則にもとづく所得税制度に合致しており、税負担の公平を確保することができる。

一方、Keenは、ドイツの改革論争でインピュテーション制度を維持することを支持する議論には、主として2つの主張があったと指摘する²⁶⁾。ひとつは、公平の問題であり、いまひと

26) Keen (2002), *op. cit.*, p.612.

表4 株主実効税率の新旧比較

	45%のケース		40%のケース		30%のケース	
	インビュテーション	半額課税	インビュテーション	半額課税	インビュテーション	半額課税
現金受取配当	52.5	60	52.5	60	52.5	60
所得税課税対象所得	100	37.5	100	37.5	100	37.5
個人株主算出税額	-45	-16.87	-40	-15	-30	-11.3
クレジット	+47.5	+15	+47.5	+15	+47.5	+15
納付(ないし還付)税額	+2.5	-1.87	+7.5	0	+17.5	+3.7
株主の課税後所得	55	58.13	60	60	70	63.7
株主実効税率(単位: %)	45	41.87	40	40	30	36.3

つはインビュテーション制度が保証する内部留保による資金調達と新株発行によるそれとの間の競争条件の同等性の問題である。

前者については、表4からも明らかのように、当然のことながらインビュテーション制度のもとでは個人株主の最終的な税負担は配当に関しては正確にそれぞれに適用される所得税率によって決定されるのに対して、半額課税方式のもとでは、所得税率40%を境にそれ以上の税率ブラケットの株主の負担が以前よりも低下するのに対して、それ以下の株主の負担は増加する²⁷⁾。この意味では、株主間の垂直的公平は後退するといつてよい。しかし、今回の改革で所得税の最高税率が引き下げられ、2005年には42%になることを想起すれば、最高限界税率を適用される一握りの株主は有利になるが、大部分の株主はむしろ以前よりも税負担は増加するといえよう。配当課税の改正は、税率引き下げのための減税財源として行われたとの評価もなされている²⁸⁾。しかし、Keenがいうように、これが重大な公平の問題をひき起こすかどうかは明らかではなく、むしろ、3000マルクの資本所得控除枠の存在を考えれば、少なくとも下層の株主の税負担の増加は限定的といつてよいであろう(半額課税であるため1人6000マルク、夫婦で12,000マルクの配当が非課税)。

後者は留保と新株発行のイコールフットイングを保証するインビュテーション制度のメリットを簡単に放棄すべきではないとの議論であり、さきの企業財務構造に対する課税の中立性の議論に対応している。当時、次のような主張が有力であったとされる。すなわち、半額課税制度のもとでは配当所得は法人税に加えて個人所得税の半分を負担しなければならず、限界税率の低い株主はむしろ以前よりも税負担が重くなるため、改革後は配当よりもむしろ留保を偏好するようになり、内部留保による資金調達が促進されるというのである。しかし、Keenは、この主張は必ずしも正確ではないと批判する。配当か留保かは、配当課税を現在受けるか将来受けるかの違いであり、配当税を逃れるすべはないため、配当課税の変化は留保ファイナンス

27) Homburg, S. (2000), "German Tax Reform 2000: Description and Appraisal," *Finanzarchiv*, p.507.

28) Bond, S. and L. Chennells (2000), *Corporate Income Taxes and Investment: A Comparative Study*, Institute for Fiscal Studies, p.55.

のコストには影響を及ぼさないというのである²⁹⁾。Bond= Chennellsの実証的研究によれば、税制改革前の各資金調達方式の資本コスト、平均実効税率には相当な格差が存在しているが、留保と新株発行との格差は相対的に小さく、借入れのそれは他の二者よりも断然低い³⁰⁾。この意味では、インピュテーション制度のもとでも、デット・ファイナンスの方が他のファイナンス方式よりもはるかに有利だというバイアスは存在している。インピュテーション制度がすべてのファイナンス方式を均等化するわけではないことに留意する必要がある。この点で、半額課税方式への移行は、資本コストの面でも平均実効税率の面でも、たしかに留保ファイナンスを相対的に有利にし、デット・ファイナンスを相対的に不利にしたようにみえる。しかし、留保ファイナンスの資本コストが低下したのは、法人税率の引き下げが最大の要因であり、他方、エクイティ・ファイナンスやデット・ファイナンスの資本コストが上昇したのは、それぞれ配当軽減税率制度の廃止、支払利子が控除対象になる法人税の税率引き下げを反映するものである³¹⁾。それゆえに、いずれも半額課税によりもたらされた結果とはいえない。したがって、資本コストの変化や平均実効税率の変化から判断する限り、インピュテーション制度を積極的に廃止しなければならない要因は見出せないといってよい。この意味で、廃止の主たる要因は他の事情に求められなければならないであろう。

インピュテーション制度に対する反対論は、イギリスの場合と同じく、ドイツの場合にもやはり国際的側面からであった。それは、2つの方向からの議論であった。

まずひとつは、インピュテーション・クレジットがドイツ国内企業からドイツ居住の株主が受け取る配当に対してのみ認められ、他のEU加盟国の居住者がドイツ企業から受け取る配当には認められないことに対するEU法上の問題であった。加盟国はEU法により所得課税をハーモナイズする義務を負っているわけではないが、加盟国の税制がEUの市民と法人を差別してはならないことはEU条約からも当然要請される規範である。これまでのところ、欧州裁判所(European Court of Justice)がEU条約の自由の原則にもとづいてインピュテーション制度を否認したことはない。しかし、近年、同裁判所が国内法人の配当に対する配当課税の免除を制限する措置を資本移動の自由に対する違反と判示したことは、クレジットを国内株主のみに限定する制度もまたEU条約に違反するとの判決を導くのではないかという深刻な懸念をもたらしたのである。この問題に対するひとつの解決策は、他の加盟国の居住者に対しドイツで納付した法人税について片務的にクレジットを認めることである。しかし、このために要するコストは巨額の税収ロスとなってドイツの負担に帰着する。このジレンマから逃れるためにとられた措置が半額課税制度であった。

だが、国内の配当と外国から受け取る配当が同等の課税上の扱いを受けるようになったとは

29) Keen (2002), *op. cit.*, p.610.

30) Bond and Chennells (2000), *op. cit.*, pp.62-63.

31) *Ibid.*, pp.55-56. 留保ファイナンスの資本コストが下げられているのは、減価償却を制限する措置による。

いえ、半額課税制度のもとにおいても外国の株主に救済措置が及ばないという点では以前と同様である。ところが、欧州裁判所は、すでに90年代半ばに、非居住者が居住者とまったく同じ立場を保証されていないとの理由で直ちに非居住者が差別待遇を受けていることにはならないとの判決を示しており、クレジットや救済措置を国内株主に限定してもそれはEU法に反しないとみられる。しかし、そうであればまた、ドイツ株主が外国から受け取る配当にインピュテーション・クレジットを認めることによりインピュテーション制度を存続させることも、当然認められるはずである。この問題は、まさしくイギリスのサープラスACT問題の際に表面化した問題であった。つまり、その場合にはドイツの国庫負担の増大が避けられないのである。半額課税制度は、配当救済の財政負担を回避する一方で、国内配当と外国配当に同等の課税措置を保証するという点で、そうした問題をクリアする方式であった³²⁾。

インピュテーション制度に否定的なもうひとつの議論は、以上の法的問題と密接に関連するが、税制がクロスボーダー投資に対して及ぼす経済効果の側面からの評価であった。それは、Fuest=Huberの次のような主張に集約される。

ドイツのインピュテーション制度は外国株主に対してはドイツ国内法人からの支払配当にクレジットを認めず、他方、ドイツ国内の株主に対しても、外国からの受取配当にクレジットを認めない。クロスボーダー投資に対するこのような差別的取り扱い、ポートフォリオ投資家の投資決定を歪める。インピュテーション制度のもとでは、ドイツの投資家は国内株式に投資を集中させるインセンティブを持つ一方、外国投資家がドイツ国内株式を持っている場合には源泉地国での納付法人税に対し居住地国においてクレジットを認められないことから、源泉地国での法人税を減少させる租税戦略はデット・ファイナンスのレベルを引き上げる傾向を促進し、財務決定、組織形態の選択をゆがめるおそれがある。それゆえに、ドイツでインピュテーション制度を維持することのメリットは、クロスボーダー投資の存在を考慮に入れるならば疑わしい、と³³⁾。

彼らによれば、インピュテーション制度がクロスボーダー投資にうまく対処できないことについてはドイツではすでに合意があるという。インピュテーション制度を廃止するのではなく、クロスボーダー投資に拡張すればよいとする批判があるが、それは現実性がない。拡張とした場合のひとつの形態は国際的なあるいはEU規模でのインピュテーション制度であり、いまひとつは一国が片務的にとる手段によることになる。それらはたしかにゆがみを除去するが、また別の深刻な問題を生み出す。前者の場合には、大規模な国際的財政協力 (fiscal cooperation) の実現が必要になるが、それがもしEU規模にとどまるならば、第三国、とくにアメリカとの投資の流出入に関して再び非効率が発生する。後者の片務的な措置を実現するた

32) Schreiber, U. (2000), "German Tax Reform – An International Perspective," *Finanzarchiv*, pp.525–526; Keen (2002), *op. cit.*, pp.612–613; Fuest and Huber (2000), *op. cit.*, p.518.

33) Fuest and Huber (2000), *ibid.*, pp.517–518.

めには、外国居住者に対しドイツで納付された法人税についてクレジットを認めるか、外国企業が納付した(外国の)法人税についてドイツ国内株主に対しその個人所得税にクレジットを認めることが必要になる。それは現在のポートフォリオ投資のもつゆがみを完全に除去することを可能にするが、そのためにはドイツが莫大な財政コストを負担しなければならない³⁴⁾。要するに、さきのEU法上の問題と同じく、インピュテーション制度のもつ国際的なデメリットを回避しようとするれば、国際的な財政協力が膨大な財政コストのいずれかが避けられず、その実行はきわめて困難であるといわざるをえないというのである。

ドイツの法人税制改革の主たる目的は、(1)法人所得税をEU法に適合的なものにする、(2)ドイツをより魅力的な投資の立地先にする、との2点に置かれている³⁵⁾。(1)については、半額課税は税収確保とEU法への適合とを両立させようとしたものであることをすでにみた。では、(2)については、インピュテーション制度から半額課税への移行はどのような効果をもたらすと評価できるのであろうか。

Keenは、Bond=Chennellsの研究を援用しながら、法人税制の変更は、ドイツの国内投資家の投資水準をそれほど引き上げることはないであろうと予測している³⁶⁾。ただし、このことは投資インセンティブへの影響がマイナスであることを意味するものではなく、限界実効税率のパターンを変化させることを通じて、むしろ便益をもたらすのではないかと推測している。限界実効税率の変化は課税前後における資本コストの変化を意味するが、法人税改革は、①各投資タイプの限界実効税率の格差を縮小するとともに、②減価償却の制限により限界実効税率を引き上げて国内投資へのバイアスを是正することにより、資本ストックのより効率的な配分を実現するというのが、その理由である。ただし、このような結果がもたらされるのは、主として法人税率の引き下げや減価償却の制限などの要因によるものであり、配当課税制度の変更によるものではないと評価している。

Schreiberは、法人税制の改革がドイツからの対外投資(outbound investment)、およびドイツへの対内投資(inbound investment)にどのような影響を及ぼしたかを検証している³⁷⁾。まず、対外投資については、次の論点が注目される。①法人税率の引き下げはドイツ国内投資の魅力を高めたが、国内・海外の配当が課税上同等の扱いになったことにより、外国の法人税率がドイツのそれよりも低い場合には外国法人に投資する強いインセンティブが作用するようになった、②ドイツの法人税は、国際的にみてなお高い水準にとどまっている、③税制改革は国際的な投資先の選好ランキングにおいてドイツの地位の改善にあまり大きな影響を与えていない、などである。次に、対内投資については、①過小資本税制の強化は、デット・ファイナ

34) *Ibid.*, p.519.

35) Schreiber (2000), *op. cit.*, p.525.

36) Keen (2002), *op. cit.*, pp.609-611.

37) Schreiber (2000), *op. cit.*, pp.528-538.

ンスによる対内直接投資の制限を強める一方、エクイティ・ファイナンスによる対内投資の税負担を軽減した、②平均実効税率の変化はドイツの国際的な地位をそれほど変化させたとはいえないが、対内投資の平均実効税率は低下しているので対外直接投資先としてのドイツの魅力を高める可能性がある、③投資立地先の決定には法定税率が重要な影響を及ぼすとみられるため、法人税率の引き下げは外国資本の誘致を促すかもしれない、などの点が指摘されている。対内・対外投資に及ぼす法人税制改革の影響はそれほど顕著なものとはみられず、しかも税率水準や減価償却制度、過小資本税制など、むしろ配当課税の改革以外の要因によるとみられる影響のほうが大きい。インピュテーション制度から半額課税への移行が、果たして望ましい改革方向であったかどうかについては疑問があるといわざるをえない。

ドイツにおけるインピュテーション制度の廃止は、すでにふれたように法人税制のあり方に対する大きな岐路を象徴している。興味深いことに、Fuest=Huber, Schreiber, Keenの三者が示唆する法人税制の改革方向はそれぞれ異なる。すなわち、Fuest=Huberはクラシカル・システムあるいは二元的所得税への転換を説き、Schreiberはどちらかといえばインピュテーション制度の発展を唱え、KeenはEU規模でのフォーミュラ・アポーシオンメント制度(formula apportionment)ないし選択の幅を残した「ヨーロッパ法人税」への移行といった抜本的な改革が必要になったのではないかと示唆する。

Ⅲ 改革の評価をめぐって

以上にみてきたように、インピュテーション制度から半額課税制度への移行は、グローバリゼーションの時代のなかで各国の法人税制のあり方にさまざまな問題を提起することとなった。しかし、租税競争の流れに身を委ね、クラシカル・システムに回帰することによって、はたして望ましい法人税制に向けての国際的な調和が実現できるのか否かについては、十分な検討が必要であろう。国際課税の領域でも、将来的にはフォーミュラ・アポーシオンメントのような抜本的改革が必要になるのではないかとする議論も盛んであるが³⁸⁾、それが近い将来において実現する見込みはほとんど存在しないといわざるをえない。そこで問題になるのは、各国の法人税制はいったいどこに向かうのか、現在のインピュテーション方式からの離脱の方向が果たして望ましい方向といえるのか、国際的な法人税制の協調を実現するとすれば一体どのような基準なり規範にもとづいて進めることが求められるのか、などの点である。こうした問題の理論的解明は特定の国における法人税制の変化についての評価とは別に、独自の検討を必要とする。

38) たとえば、次の文献を参照。McLure, Jr., C.E. and J.M. Winer (2000), "Deciding Whether the European Union Should Adopt Formula Apportionment of Company Income," in Cnossen, S. (ed.), *Taxing Capital Income in the European Union*.

Tontschによれば、ドイツはインピュテーション制度を廃止することにより、エクイティ・ファイナンスよりもデット・ファイナンスの方を有利にしている税制上のバイアスをむしろ強めたという。その意味で、企業財務に対する税制上の中立性を後退させたと評価している³⁹⁾。また、事業形態の選択に関する中立性の確保については、インピュテーション制度も半額課税方式も中立性の確保には役立たない。この基準を実現するには、カナダのカーター委員会が提起した方式を必要とするが、それは今回のドイツ税制改革の方向とは異なる⁴⁰⁾。いっそう重要なのは、納税者間の公平の基準がどのような変化をこうむったかである。この点では、半額課税方式は高額所得者に対する累進負担をフラット化する効果を持ち、その意味で公平の基準は後退した⁴¹⁾。Tontschは、こうした分析を踏まえて、ドイツが経済のグローバリゼーションの動きに突き動かされて法人税制の改正に踏み切り、その国際的な中立性の向上をはかったとしても、インピュテーション制度の廃止は必要な方向ではなかったと結論づけている。

ドイツ税制改革についてのこうした評価を位置づけるためには、さきにふれた法人税制の国際的調和についての、あるいはまた、グローバリゼーションのもとでの納税者間の公平を確保するためにどのような基準が必要とされるのかについての理論的検討が必要となる。

39) Cf. Tontsch (2002), *op. cit.*, pp. 179-181, p.189.

40) *Ibid.*, pp.185-186.

41) *Ibid.*, pp.187-188.